

平成27年第1回安堵町議会定例会

(第1日)

日時 平成27年3月5日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 7番 松本 正弘

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書 記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
統 括 理 事	寺 前 高 見	総務部門理事 兼総務課長	近 藤 善 敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯 部 あ さ み	事業部門理事 兼産業建設課長	堀 口 善 友
会 計 管 理 者	喜 多 君 美 代		
総合政策課長	富 井 文 枝	税 務 課 長	中 野 彰 宏
住 民 課 長	堀 川 雅 央	人権同和対策課長	大 星 義 博
上下水道課長	石 橋 史 生		

6 会議事件は次のとおりである。

日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の内定
- 第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について）
- 第 4 議案第 1 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 2 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 3 号：安堵町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4 号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 7 号：特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 8 号：安堵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 9 号：安堵町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 11 号：安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 12 号：安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 16 議案第 13 号：安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 17 議案第 14 号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 15 号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 16 号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 17 号：平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について
- 第 21 議案第 18 号：平成 26 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

- 第 2 2 議案第 1 9 号：平成 2 6 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
について
- 第 2 3 議案第 2 0 号：平成 2 6 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第 2 号）について
- 第 2 4 議案第 2 1 号：平成 2 7 年度安堵町一般会計予算について
- 第 2 5 議案第 2 2 号：平成 2 7 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第 2 6 議案第 2 3 号：平成 2 7 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ
いて
- 第 2 7 議案第 2 4 号：平成 2 7 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 8 議案第 2 5 号：平成 2 7 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算につ
いて
- 第 2 9 議案第 2 6 号：平成 2 7 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 0 議案第 2 7 号：平成 2 7 年度安堵町水道事業会計予算について
- 第 3 1 報告第 2 号：平成 2 7 年度安堵町土地開発公社予算の報告について
- 第 3 2 発議第 1 号：安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

開 会

午前 10 時

議長（山岡 敏） それでは、議会の開会前に、政府は来る、3月11日に東日本大震災4周年追悼式を国立劇場において執り行われます。

安堵町においても、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、議場内におられます皆様方に、御起立をいただき黙とうを捧げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

「黙とう」

（20秒間 黙とう）

議長（山岡 敏） はい、お直りください。

議長（山岡 敏） それでは、ただ今から平成27年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（山岡 敏） これから、本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） みなさん、おはようございます。

平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

大和路に春の気配が漂ってまいりました。

安堵町内にも、梅の花があちらこちらで咲いており、東大寺二月堂のお水取りもクライマックスを迎える頃には、本格的に春が訪れてまいります。

さて、富本憲吉展「華麗なる色絵・金銀彩」が1月17日から奈良県立美術館にて

開催されております。

ふるさと知事ネットワークによる、奈良県と石川県との美術館交流展示で、併せて安堵町の魅力を紹介する、連携展示を行っております。

来館される方々、多くの方々に関心を持って御覧頂いているところでございます。

次に、コミュニティバスにつきましては、(すみません、失礼しました。)次に、本町コミュニティバスにつきましては、今月14日から、近鉄平端駅とJR法隆寺駅間の直通運行を実施し、それに併せてダイヤの見直しを行い、本町住民の方々と近隣自治体の住民の方々との、交通の充実化を図ります。

また、ＩＣＯＣＡ等のＩＣカードが利用でき、更に利用が便利なものとなります。

加えて、皆様の御協力により、安堵中学校給食施設が完成し、先日内覧会に御参加いただいたところでございますが、いよいよ新学期から念願の給食が実施する運びと成りました。

成長期にある子ども達の健全なる心身の発達に、役立つものと考えております。

さて、本日は、平成27年度一般会計予算案、各特別会計予算案をはじめ、多くの案件を上程しております。

え、それでは、議員の皆様にご審議いただく前に、新年度予算における主要施策の概略を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず一番目に、議会費でございます。

議会費につきましては、議会の運営と、議員活動の広報と、諸用の経費を計上いたしました。

二番目に、総務費でございます。

防犯対策といたしまして、前年度の引き続き、防犯灯のLED化に要する経費、固定資産台帳整備、社会保障税番号制度システムの整備及び運用、まち・ひと・しごと総合戦略に係る町なか再生支援事業、住民の方々への情報発信等に要する経費、5年に1度実施される、国税調査のための経費、コミュニティバスの運行及び公共タクシー助成事業等の経費を計上いたしました。

三番目に、民生費でございますが、平成26年10月から、新たに開始された、精神医療費助成をはじめ、医療助成に要する経費、また、高齢者福祉に要する経費、子ども子育て支援新制度に伴う、保育充実のための経費をはじめとする、児童福祉に要する経費等を計上いたしました。

四番目に衛生費でございますが、母子保健事業や、健康増進事業、各種予防検診事業、塵埃及びし尿処理事業等の必要な事業費を計上いたしました。

五番目に農林水産費でございますが、国営第二十津川・紀ノ川土地改良事業、及び農業振興に要する経費、農道整備に要する諸経費を計上いたしました。

六番目に商工費でございますが、産業の振興と観光の情報発信に必要な経費等を計上いたしました。

七番目に土木費でございますが、社会資本整備、総合交付金事業を活用した、道路橋梁の維持のための経費と、一般家屋の耐震改修促進経費がこの見直しに要する経費、

町営住宅の維持管理に掛かる経費、水道事業に係る一般会計からの繰出し金等を計上いたしました。

八番目に消防費でございますが、災害地策として、え、地域防災計画の見直し、及びハザードマップの作成のための経費、ほか消防・防災に係る経費等計上いたしております。

九番目に教育費でございますが、待望の中学校給食実施に要する経費をはじめ、カルチャーセンター管理運営に係る経費、小中学校における運営経費、歴史民俗資料館の運営、及び文化行政の推進のための経費等を計上いたしました。

十番目に災害復旧費でございますが、これは万一の災害時に備えての予算の措置でございます。

十一番目に公債費でございますが、町債の償還に必要な額を計上いたしました。

十二番目に諸支出金でございますが、これは財政調整基金、減債基金、公営住宅管理運営基金、消防賞じゅつ基金、ふるさと基金の預金利子等による積み立て金でございます。

最後に予備費でございますが、歳出予算総額の0.40%程度、1千123万3千円を計上いたしております。

以上が、一般会計予算でございます。

次に特別会計予算についてでございますが、国民健康保険特別会計に予算総額10億1千150万円、住宅新築資金等貸付事業特別会計に177万円、下水道事業特別会計に2億9千520万円、介護保険特別会計保険事業勘定に6億1千560万円、最後に後期高齢者医療特別会計に7千840万円でございます。

以上、それぞれの特別会計に予算計上したところでございます。

ご存知のとおり、特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと考えております。

また、この定例会では、平成26年度補正予算の専決処分の報告が1件、人事案件が2件、条例の一部改正と制定が14件、平成26年度補正予算案件が4件、平成27年度予算の案件と合わせて合計29件を提案いたしております。

なお、今回の提案案件は相当な件数でございますので、詳細はその都度担当より説明をさせます。

御審議、御承認、御可決賜りますよう、お願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

本日の議事は、お手元に配付しております

議事日程に従い、進めてまいります。

議長（山岡 敏） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、６番松田和代議員、９番田中幹男議員を指名します。

議長（山岡 敏） 日程第２「会期の決定」を議題として、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１８日までの１４日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から１８日までの１４日間とすることに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第３ 報告第１号 専決処分の承認を求めることについて

平成２６年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）についてを議題といたします。
本案につき、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。

総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第１号専決処分の承認を求めることについて、平成２６年度安堵町一般会計補正予算（第８号）について御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報奨金の２１万９千円の増額で、消防団員等公務災害補償等共済基金より全額受け入れます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、２１万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、３１億９，５５４万９千円といたします。

なお、専決理由といたしましては、１２月３１日付で消防団員１名が退団があり、早急に予算措置の必要があるため専決処分日を平成２７年２月６日とさせていただきました。

それでは詳細を補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の 7 ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 非常備消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報奨金として、21 万 9 千円の増額補正でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款 18 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入で、消防団員退職に伴う、退職報奨金の受け入れ分として、21 万 9 千円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）を別紙のとおり専決処分したいので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 27 年 3 月 5 日報告

安堵町長 西本安博

次に、専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 2 月 6 日専決

安堵町長 西本安博

続きまして、補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）

平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 21 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 31 億 9,554 万 9 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

平成 27 年 2 月 6 日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページ2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款18諸収入、項3雑入

補正前の額、2,152万8千円、補正額21万9千円、計2,174万7千円。

歳入合計

補正前の額、31億9,533万円、補正額21万9千円、計31億9,554万9千円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出の部

款8消防費、項1消防費

補正前の額、1億2,906万9千円、補正額21万9千円、計1億2,928万8千円。

歳出合計

補正前の額、31億9,533万円、補正額21万9千円、計31億9,554万9千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） 続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから報告第1号を採決します。

お諮りします。

議長（山岡 敏） 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第4 議案第1号安堵町公平委員会委員の選任につき同意を
求めることについて、を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

総務の近藤でございます。

それでは議案第1号安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
御説明申し上げます。

安堵町公平委員3名のうち、久保和英委員は、本年3月31日をもって任期満了を
迎えられます。久保委員におかれましては、安堵町教育長としての教育及び行政人事
の経験をもって、公平委員として3期10年間に於いて職務を全うしていただいております。

その後任といたしまして、大和郡山市市役所平成20年に定年退職されました、桂
木正一氏を公平委員に選任したいと考えております。

桂木氏は人格が高潔で、地方自治に精通され、人事行政にも高い識見を有する方
で、おられますことから、適任と考え、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、
議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年4月1日から、平成31年3月31日までの
4年間となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記のものを、安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25

年法律第 261 号) 第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 27 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

記

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 1 2 5 3 番地の 2

氏名 桂木正一 昭和 23 年 1 月 8 日生まれ 67 歳

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山岡 敏) はい、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長 (山岡 敏) これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長 (山岡 敏) これから議案第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 (山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり同意されました。

議長 (山岡 敏) 日程第 5 議案第 2 号安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて、を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは議案第2号安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

安堵町固定資産評価審査委員会委員は、3名おられます。そのうちの長谷川弘委員は、本年3月29日をもって任期満了を迎えられます。

長谷川委員の後任として、東安堵在住の、松井睦美氏を新たに選任したいと考えております。

松井氏におかれましては、安堵町内の住民らに町税の納税義務者であるものの代表として、固定資産評価審査委員をお願いしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年3月30日から、平成30年3月29日までの3年間となります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第2号

安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記のもの、安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

記

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1290番地の1

氏名 松井睦美 昭和22年8月10日生まれ 67歳

以上であります。

御審議のほうよろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） 今あの、同意を求めることについての、説明いただきました。

あの、現長谷川弘氏、今現委員長をなさっておりますけども、この方は、今回はお辞めになるということの理由は何ですか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） あの、年齢が高齢であるため、若い方を登用という形でさせていただいております。

1 番（森田 瞳） はい、結構です。

議長（山岡 敏） 他にありませんか。

議長（山岡 敏） なければこれで質疑を終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり同意されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第 6 議案第 3 号安堵町行政手続条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

議長（山岡 敏） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） え、それでは、議案３号、第３号安堵町行政手続き条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

行政処分、及び行政指導に関する手続きについて、国民の権利、利益の保護の充実を図るため、平成２６年６月に行政手続法が改正され、是正措置等の行政指導を受けたものが、その中止を求めることが出来る制度、法律違反の事実等を知ったときに、誰でも行政機関に対し、是正措置等の行政処分、行政指導を求めることが出来る制度が、創設され、平成２７年４月１日から施行されます。

これを受け、安堵町行政手続き条例について一部を改正、また、文言整理をするものでございます。

具体的な改正について 御説明申し上げます。

議案書の後ろ、え、新旧対照表１ページから４ページを御覧頂きたいと思います。

一つ目は、各条文にある、「名・あて・人」を「名・宛・人」と漢字表記に改める文言整理でございます。

二つ目は、５ページ御覧頂きたいと思います。

第３３条第２項許認可等に係る行政処分、行政指導を行うとき、根拠法令、用件及び適合理由を相手方に示さなければならないことを規定するものであります。

次に、３４条の２では、行政指導を受けたものは、その中止を求めることが出来ることを規定するものであります。

四つ目、６ページを御覧ください。

３４条の３で、法違反の事実を知ったときに、その行政処分や、行政指導は行われていないと思う場合は、その権限を有する行政機関に対し、誰でもその処分等の実施を求めることができることを規定するものです。

これらの一部改正により、条ずれが発生いたしますので、該当条文の条ずれを改正するものでございます。

そして最後、次のページを御覧ください。

安堵町税条例の新旧対照表でございます。

今回の安堵町行政手続き条例の一部改正により、本条例の第３３条第２項及び第３項が、それぞれ１項ずつ繰り下がり、同条に新たに１項を追加することで、条ずれが生ずることになることから、この、該当条文を引用している、安堵町税条例第４条第２項についても、条ずれ箇所を改正するものであります。

なお、本条例の施行期日は、平成２７年４月１日であります。
それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第３号

安堵町行政手続き条例の一部を改正する条例について

安堵町行政手続き条例（平成９年安堵町条例第１２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出

安堵町長 西本安博

なお、本文の内容につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議いただき、御可決頂きますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第３号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第２号は、失礼、よって議案第３号は原案のとおり可決さ

れました。

議長（山岡 敏） 日程第7 議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを、及び、日程第8 議案第5号安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明いたします。まず、議案第4号であります。

官民格差に基づく、給与水準の改定により、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員給与が改定されました。

これに伴い、町長、副町長の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

お手元議案書の新旧対照表1ページを御覧ください。

平成26年12月議会定例会において、平成26年12月期の期末手当支給月数、1.55月を、0.15月引き上げ、1.70月に改正したところでございますが、今回の改正では、平成27年4月1日以降6月期、12月期の合計支給月数、3.10月分はそのままとして、支給月数を6月期、100分の140月分を100分の147.5月分に、12月期100分の170月分を100分の162.5月分に改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は、平成27年4月1日であります。

まず、議案第4号お本文を朗読させていただきます。

議案第4号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年安堵村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

本文については、先ほど御説明させていただいたとおりですので、割愛させていただきます。

次に、議案第5号安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

町長、副町長の期末手当の支給月数の改正に準じ、その期末手当の支給月数を適応している、議会議員の6月期、12月期の期末手当の支給月数を、改正するものでございます。

議案書新旧対照表1ページを御覧ください。

期末手当の6月期12月期の合計支給月数を3.10月はそのまま、6月期1.04月分を1.475月分に、12月期1.70月分を、1.625月分にお改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましても、平成27年4月1日であります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第5号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年安堵町条例第13号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町 西本安博

なお、本文につきましては、先ほど同様重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議いただきまして、御可決頂きますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより議案第4号及び、第5号について、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第4号の質疑を行います、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 次に、議案第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 次の、日程第 9 議案第 6 号教育長の給与勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 13 議案第 10 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでを、一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、議案第 6 号から、議案第 10 号までの五つの議案につきまして、御説明いたします。

これらは主に、教育委員会制度の改正に伴う町条例の一部改正でございます。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして、首長との連携の強化を図るなど、地方教育行政制度の改革を行うことを目的に、地方教育行政の組織、及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月に公布されました。

この法律により、教育委員長が廃止され、その責務、権限が新制度による、教育長に付与されるなど、教育委員会制度が大きく変わることになります。

本町におきましても、この新制度に対応するため、次の各条例について、諸用の改正を行うものでございます。

なお、この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行されますが、安堵町におきましては、現楮山教育長の任期が、平成 28 年 9 月 30 日までとなっておりますので、それまでの間につきましては、改正前の条例によります。

まず、議案第 6 号 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職となりますが、文部科学省から、教育長の勤務時間等特定し、条例による、条例により規定するよう求められているため、本条例の一部を改正するものでございます。

また、期末手当の支給率についても、町長、副町長の支給率の変更に準じ、支給率の配分を変更するものでございます。

議案書、新旧対照表 1 ページを御覧ください。

具体的な改正内容でございますが、第 1 条地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育公務員特例法も改正され、現教育長の根拠条文が削除されることから、その引用文を削除するものでございます。

次に、第 2 条第 3 項期末手当の支給率の変更については、先ほどの常勤特別職と同様、年間支給率の変更はなく、6 月期の 1.4 月分を、1.475 月分に、12 月期

の 1. 7 月分を、1. 6 2 5 月分に変更するものでございます。

次に、第 6 条第 2 項勤務時間その他勤務条件として、法の定めにより教育長の勤務時間等については、一般職の職員の例によることを規定。

また、職免の承認については、教育の中立性を保つため、承認者を教育委員会と読み替えるものであります。

なお、本条例の施行期日は平成 2 7 年 4 月 1 日でございます。

この議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 4 3 年安堵村条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

次に議案第 7 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に、え、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、ま、教育委員会の、え教育長の職が廃止されるため、本条例に規定する同職に係わる、関する報酬規定を削除するものでございます。

え、議案書、新旧対照表 1 ページを御覧ください。

別表中、安堵町、あ、すみません、別表中教育委員会委員長の報酬の額、旅費を削除するものでございます。

なお、経過措置において、改正前の教育長が在職するときは、改正前の条例によります。

なお、本条例の施行期日は、平成 2 7 年 4 月 1 日でございます。

議案書を朗読させていただきます。

議案第 7 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 3 年安堵村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

本文につきましては、先ほどと同様で、割愛させていただきます。

次に、議案第 8 号安堵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職の扱いとなることから、特別職の報酬等を審議する、特別職報酬等審議会の対象となるため、教育長の文言を追加するものでございます。

議案書、新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 2 条下線部及び「副町長」を、「、副町長及び教育長」に改めるものでございます。

これにつきましても、経過措置により、改正前の規定による教育長が在職するときは、改正前の条例によります。

なお、本条例の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日であります。

え、議案書の朗読いたします。

議案第 8 号

安堵町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

安堵町特別職報酬等審議会条例（昭和 53 年安堵村条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

本文については、同様でございます。

次に、議案第 9 号安堵町職員定数条例の一部を改正する条例について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による改正です。

議案書新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 1 条で引用しております、同法の条文が、第 21 条から第 19 条に変更となっているため、その是正を行うものでございます。

また、これに併せ、地方自治法第 200 条第 5 項において、監査委員の事務局の職員の任命については、代表監査委員が行う旨を規定されておりますが、本条例では、監査委員が行うと規定されているため、今回の改正に併せ是正を行うものでございます。

なお、この本条例の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日であります。

議案書を朗読いたします。

議案第 9 号

安堵町職員定数条例の一部を改正する条例について

安堵町職員定数条例（昭和 39 年安堵村条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

本文につきましては、同様でございます。

続きまして、議案第10号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布、また、一般職の職員の給与に関する法律との一部を改正する法律の公布に伴い、国に準じ本町条例の一部を改正するものでございます。

議案書新旧対照表1ページを御覧ください。

第1条地方教育行政も組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職の位置づけとなることから、条文中教育長並びにを削除するものでございます。

第7条の3第2項地域手当の支給割合について、現行3パーセントのところ、6パーセントに改正するものであります。

ただし、特例により、平成29年度までは6パーセントを超えない範囲内で、町長が規則で定める割合とするものです。

平成27年度につきましては、4パーセントとなりますが、予定では、平成28年度は5パーセント、平成29年度は6パーセントとなります。

次に、第14条の2管理職員特別勤務手当についてでございます。

これまで休日等に、管理職員が勤務した場合に、管理職員特別手当を、勤務手当を支給しておりましたのが、災害等への対処等臨時緊急の必要により、やむをえず平日深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回につき6千円を超えない範囲内の額を支給する旨を追加するものでございます。

次に2ページ、次のページでございます。

第16条第2項第1号、一般職の勤務、え、超、一般職の勤勉手当の支給割合について、100分の82.5を100分の75に変更するものでございます。

次に、同項2号では、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合について、100分の37.5を100分の35に変更するものでございます。

次に、3ページから6ページ、行政、え、行政職給料表の改正でございます。

別表第1、第3条関係のとおりでございます。

改正の内容は、平均2パーセントの引き下げとなっています。

なお、1級の全号給及び2級の一部に係る、号級の引き下げはなく、3級以上の高位号級は、最大4パーセント引き下げ、また、40から50歳台の後半層の昇給機会の確保の観点から、5，6級層の号級を増設するものでございます。

なお、この引き下げに伴い、切り替え日である、平成27年4月1日の前日の給料より減額となるものについては、経過措置のより、差額分を加算して、平成30年3月31日まで保障するものでございます。

次に、新旧対照表4ページ、別表第2、第3条の2関係でございます。

行政職給料表級別職務分類表中、3級主事の役職において、国の行政職俸給表1の

級別標準職務表では、３級は主任の職務と規定されているため、これに準じ主任の文言を追加するものでございます。

なお、本条例の施行期日は平成２７年４月１日であります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第１０号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年安堵村条例第３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出

安堵町長 西本安博

なお、本文につきましては、先ほど同様説明と重複してますので、割愛させていただきます。

以上、議案第６号から第、議案第１０号までの五つの議案につきまして、御審議いただき御可決賜りますよう、お願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより議案第６号から議案第１０号について、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第６号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第６号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 次に議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） あの、今回教育委員会全体の要するに組織の変更ということで、特に教育委員長は、委員長としての職なくなるということの法改正がございまして、いろいろとその中でですね、その関連いたしまして、安堵町の教育委員の方々の要するに特別職の非常勤、え、職員非常勤のものの報酬及び費用弁償ということで、安堵町が掲げております、条例に掲げております要するに医師の報酬非常に少ない。言うのはもう目についております、まああの、今これはもう関連でございますので、とやかく内容のことについては触れませんが、え、近隣の町のほうの内容を見させていただいても、え、年額にいたしましても半分、又は強いては3分の1言うような本当にそうした内容のものの報酬になっております。

今後、早いことそうした、特に非常勤のものの報酬ですね、やはり見直しをしておかないと、一番トップの非常勤の中での、トップのこの教育委員さんでございます。

非常にお気の毒であるということは、もう目に見えて明らかでございます。

そういうこともこれから力を入れていただいて、検討していただきたいことを申し添えておきます。以上です。

議長（山岡 敏） はい、他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、これで質疑を終わります。

これで質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） 次にこれより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 次に議案第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、全員でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 次に、議案第10号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 日程第14 議案第11号安堵町放課後、あ失礼しました、安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課堀川でございます。

それでは、議案第 11 号安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

本件につきましては、安堵町放課後児童健全育成事業に係る、平成 27 年度育成クラブ入室希望者が、現行定員 30 名を上回る 43 名となりました。

この全員を受け入れするために、現在は小学校の空き教室をお借りし、運営しているところではございますが、あと 1 教室をお借りするということは、学校運営上に支障が出ることにより、別の場所を検討した結果、総合センターひびき内に学童保育室を増設し、子ども子育て支援を行いたいと考えております。

議案書最後のページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

第 2 条で規定しています、現在の学童保育室を育成クラブ 1 といたしまして、増設する学童保育室を育成クラブ 2 として、総合センターひびき内に設置することを追加いたしました。

なお、本条例の施行日は 27 年 4 月 1 日とさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 11 号

安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について

安堵町放課後児童健全育成事業施設条例（平成 17 年安堵町条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては、先ほど説明させていただいたのと重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。
これから、議案第 11 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。
よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） ただ今 11 時 5 分過ぎたところでございますので、15 分まで 10 分間、
約 10 分間休憩を取らせていただきます。

休憩

11 時 05 分
11 時 15 分

議長（山岡 敏） はい、休憩により、ただ今より再開いたします。

議長（山岡 敏） 日程第 15 議案第 12 号安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び、
運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の制定について、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 改めましておはようございます、健康福祉課磯部でございます。
よろしくお願いします。

それでは、議案第 12 号安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び、運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、を御説明いたします。

趣旨目的につきましては、地域の自主性及び、自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来厚生労働省令で定めていた、指定介護予防支援及び、地域包括支援センターに関する基準について、遵守すべき人員、え、設備及び運営に関する基準を、厚生労働省令が定めた、基準類型に従い市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で規定するものでございます。

現行の基準は、厚生労働省令により、従うべき基準、参酌すべき基準に分類されております。

当町では、介護保険法、厚生労働省令等で定める全国一律の基準に基づき、指定介護予防支援及び、地域包括支援センター運営を行ってまいりました。

独自で定めるものを除き、国の基準を上回る内容や、異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は認められませんので、国の基準を引き続き採用いたします。

また、町独自に定めるものとしたしましては、参酌すべき基準、記録の整備において、記録の保存年数については、厚生労働省令では、完結の日から2年間保存となっておりますが、介護報酬の過払い請求、償還請求の消滅時効が5年間であるため、完結の日から5年間保存とします。

さらに、申請者の要件として、法人、暴力団、暴力団員ではない旨を追加します。

それでは、議案書をお願いいたします。

議案第12号

安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

続きまして、1ページ条文からお願いいたします。

第1章から第5章までございます。

内容につきましては、先ほど説明させていただきました、厚生労働省令が定める基準類型により規定いたしておりますので、概要を説明させていただきます。

第1章 総則

趣旨といたしましては、介護予防の基準についてを定めております。

指定介護予防支援事業者の指定に係る、申請者の要件

第2条 参酌する基準として、申請者の要件に、法人、暴力団、暴力団員ではない旨を追加します。

基本方針

第3条 1枚めくっていただきまして、2ページ。

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むための基本方針を明記します。

第2章 人員に関する基準、3ページ。

従業者の員数

第4条 介護予防支援の提供に係る必要な従事者数を明記します。

管理者

第5条 管理者の専従基準を明記します。

第3章 運営に関する基準内容及び手続きの説明及び同意

第6条 指定介護予防支援の提供の開始における手続きの説明及び、同意の規定を明記します。

5ページ。

提供拒否の禁止

第7条 指定介護予防支援の提供禁止を明記します。

サービス提供困難時の対応

第8条 サービス提供困難時には、他の事業者の紹介等の措置を講じることを明記します。

受給資格等の確認

第9条 めくっていただきまして6ページ。

被保険者証により、被保険者資格、要支援認定を確認することを明記します。

要支援認定の申請に係る援助

第10条 要支援認定申請時、利用申込者への必要な援助等を明記します。

身分を証する書類の携行

第11条 身分を証する書類を携行し、提示することを明記します。

利用料等の受領

第12条 利用料等の受領において、不合理な差額の禁止を明記します。

7ページ。

保険給付の請求のための証明書の交付

第13条 保険給付の請求のため、利用料等を明記した、介護予防支援提供証明書を交付することを明記します。

指定介護予防支援の業務の委託

第14条 介護予防支援の業務を委託するには、地域包括支援センター運営協議会の議を経て、指定居宅介護支援事業者であることを明記します。

法廷代理受領サービスに係る報告

第15条 介護予防サービス等のうち、法定代理受領サービス文書を市町村に提出することを明記します。

一枚めくっていただきまして、8ページ。

利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付

第16条 利用者に介護予防サービス計画及びその実施状況書類を交付することを明記します。

利用者に関する町への通知

第17条 介護給付費対象サービスの利用に関する支持に従わないときは町に通知することを明記します。

9ページ。

利用者の責務第18条、利用者は、え、管理者の責務

第18条 管理者は、管理を一元的に行い、規定を遵守させる指揮命令を行うことを明記します。

運営規定

第19条 事業の運営について、重要事項に関する規定を明記します。

勤務体制の確保

第20条 職員等の勤務体制を定めることを明記します。

めくっていただきまして、10ページ。

設備及び備品

第21条 事業を行うための必要な設備及び備品等を備えることを明記します。

従業員の健康管理

第 2 2 条 職員に必要な健康管理を行うことを明記します。

掲示

第 2 3 条 運営規定勤務体制利用申込者の重要事項の掲示を行うことを明記します。

秘密保持

第 2 4 条 業務上知り得た情報の秘密保持、その措置について明記します。

広告

第 2 5 条 広告の不正禁止を明記します。

介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等

第 2 6 条 介護予防サービス計画時において、金品等の利益収受の禁止を明記します。

苦情処理

第 2 7 条 利用者及びその家族からの苦情処理、必要な改善処理についてを明記します。

めくっていただきまして、1 2 ページ。

事故発生時の対応

第 2 8 条 介護予防支援に係る事故発生時には市町村家族等への連絡、必要な措置についてを明記します。

1 3 ページ。

会計の区分

第 2 9 条 指定介護予防支援事業会計と、その他の事業会計とを区分することを明記します。

記録の整備

第 3 0 条 参酌する基準として、諸記録を整備し、5 年間保存することを明記します。

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、1 4 ページ。

指定介護予防支援の基本取り扱い方針

第31条 指定介護予防支援は、医療サービスとの連携の配慮、適切なサービスの選択による介護予防サービス計画を策定することを明記します。

指定介護予防支援の具体的な取り扱い方針

第32条 介護予防サービス計画の作成時には、継続的かつ計画的に介護予防サービス等の利用を行う等の具体的な取り扱い方針を明記します。

めくっていただいて、ずっとめくっていただいて、20ページ。

介護予防支援の提供にあたっての留意点

第33条 介護予防の効果を最大限に発揮し、提供するための留意点を明記しています。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準、21ページ。

準用

第34条 基準該当介護予防支援の事業についての準用にあたり、必要な読み替えを基準省令どおりに規定します。

附則

施行日は平成27年4月1日からでございます。

第2項でございますが、安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、地域の自主性及び、自立性を高めるための、改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律により、厚生労働省令で定めていたものを、安堵町条例として改正することになりましたので、本条例と関連することから、附則で追加させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議、御可決お願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第 12 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第 16 議案第 13 号安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。それでは議案第 13 号安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを御説明させていただきます。

趣旨目的といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来厚生労働省令で定めていた、地域包括支援センターの運営に関する基準について、厚生労働省令が定めた基準類型に従い、市町村が地域の実情に応じて、自らの判断と責任により条例で規定するものでございます。

今回の条例を定めるにあたり、現行の基準は厚生労働省令により従うべき基準、参酌すべき基準に分類されております。

当町では、介護保険法、厚生労働省令などで定める全国一律の基準に基づき、地域包括支援センター運営を行ってまいりました。

国の基準を上回る内容や、異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は認められませんので、国の基準を引き続き採用いたします。

それでは議案書をお願いいたします。

議案第 13 号

安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

一枚めくっていただきまして、1 ページお願いいたします。

内容につきましては先ほど御説明させていただきました、厚生労働省令が定める基準類型により規定いたしておりますので、概要説明させていただきます。

安堵町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

趣旨

第 1 条といたしまして、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めております。

定義

第 2 条 地域包括支援センターに関する用語の意義を明記します。

包括支援事業の基本方針

第 3 条 包括支援センターは、保健士、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職員が共同して、包括的支援事業を実施することを明記します。

包括支援センターの職員に係る基準及び、当該職員の員数

第 4 条 第 1 項、第 1 ページから、2 ページでございます。

包括的、地域包括支援センターの職員は、第 1 号被保険者数が 3 千人以上 6 千人未満ごとに、保健士、その他これに順ずるもの一人、社会福祉士、その他これに順ずるもの一人、

主任介護支援専門員、その他これに順ずるもの一人を置く事を、とされております。

同条第 2 項におきましては、3 千人未満につきましても、省令と同様に規定します。

当町につきましては、第 1 号被保険者の数がおよそ 2, 200 人ですので、表の三つ目の 3 ページでございます。

概ね 2 千人以上 3 千人未満で、専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げるもの一人、及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は、第 3 号に掲げるもののいずれか一人と明記します。

安堵町地域包括支援センターに置くべき職員、及びその員数は、保健士その他これに順ずるもの一人と、主任介護専門員その他これに順ずるもの一人の二人になりまして、規定どおり遂行できます。

適切公平かつ中立な運営の確保

第5条 地域包括支援センターは、町が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切公平かつ中立な運営を確保することを明記します。

附則

施行日は、平成27年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく御審議、御可決お願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第13号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第17 議案第14号安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

それでは議案第14号安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を説明いたします。

本条例につきましては、第1次、第2次地方分権法一括法により、平成25年4月1日より執行しておりますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に関する法律第3次、地域主権一括法により、介護保険法が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。

それでは、議案書の1ページ、すみません、新旧対照表の1ページお願いいたします、後ろのほうです。

主に内容を変更される条文について、の概要を御説明させていただきます。

第6条 第2項の下線部については、介護予防の指定基準を削除いたします。

めくっていただきまして、2ページ。

23条 第2項の下線部については、事業所がサービスの評価を行い、第3者が出席する、地域包括運営協議会で公表する仕組みとしたことで、目的が達成するための削除です。

3ページ。

63条、めくっていただいて4ページお願いいたします。

第4項については新設で、介護保険制度以外の宿泊サービスを実施している事業所については、事故報告の届けを設けるために規定します。

第6条 第1項の下線部分については、共用型認知症対応型通所介護の利用定員についての見直しです。

5ページ。

第78条の2については、新設とし、認知症対応型通所介護事業所の事故発生時の対応を規定します。

めくっていただいて、6ページ。

第82条 第6項下線部については、改正後案で号の部分を表にまとめ、兼務可能な施設事業所を種別について、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設等を追加します。

めくっていただきまして、8ページ。

第83条第1項下線部については、制度改正による介護予防、日常生活支援総合事

業において、管理者が兼務できる旨の追加です。

9 ページ。

第 85 条第 1 項第 2 項第 1 号、10 ページ下線部については、登録定員 25 人を、29 人に変更し、通いサービスに係る利用定員を、18 人以下とすることを表で追加します。

11 ページから、めくっていただいて 12 ページ。

第 113 条第 1 項下線部については、ユニット数の基準が新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、3 ユニットまで差し支えないことの追加でございます。

13 ページ。

第 135 条第 1 項の現行については、同意書の提出が老人福祉法の改正により、算定根拠、書面で明らかにすることが義務付けられえていることから、削除になります。

めくっていただきまして、14 ページ。

第 151 条第 4 項及び、同条第 8 項第 1 号、改正案の下線部につきましては、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められている対象について、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加します。

15 ページ。

151 条第 1 2 項改正後案の下線部につきましては、指定介護予防サービス等の基準を追加します。

めくっていただいて、16 ページ同条第 17 項は新設で、サテライト型居住施設の本体施設である、指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員の数の設置でございます。

めくっていただいて、21 ページから 22 ページ。

第 194 条第 1 項第 2 項第 1 号下線部位については、登録定員 25 人を 29 人に変更し、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを今日で追加します。

以降、その他といたしまして、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称変更、及び省令改正による条ずれの解消及び、条文の整備でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 14 号

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年安堵町条例）第 17 号の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西本安博

1 ページ以降の、え、条例の本文につきましては、新旧対照表で御説明させていた

だきましたので、重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議、御可決お願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第14号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり可決、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第18議案第15号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条についてを、議題といたします。
本案につき、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

それでは議案第15号安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、説明させていただきます。

本条例につきましても、第1次、第2次地方分権一括法により、平成25年4月1日より施行しておりますが、地域の自主性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律に関する法律、第3次地域主権一括法により、介護保険法が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、主に内容を変更されるところについての概要を説明させていただきます。

第32条第3項につきまして、改正後案下線部分については新設で、事業者の指定の要件には法人であることを追加します。

同条第4項につきましては、改正案下線部分につきましては新設で、暴力団員による社会的に非難されるべき環境有するものを該当させない内容に追加でございます。

第7条第4項につきましては、改正後案下線部分については新設で、夜間及び深夜にサービスを行うときの届出を義務付けるものでございます。

一枚めくっていただきまして、3ページ。

第9条第1項下線部分につきましては、共同生活住居ごとに、利用定員を1日あたり3人以下に見直します。

めくっていただいて、4ページ。

第37条第4項につきましては、改正後案の下線部分は新設で、事故発生時には主要な、必要な措置を講じる旨を追加します。

4ページから5ページ。

第44条第6項につきましては、改正後案で号の部分を表にまとめ、兼務可能な施設、事業所の種別について、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設等を追加します。

めくっていただいて、7ページから8ページ。

第45条第1項下線部分については、小規模多機能型居宅介護事業を事業所が、介護予防日常生活支援総合事業を行う場合は、管理者が兼務できる旨を追加します。

8ページから9ページ。

第47条第1項、第2項下線部分につきましては、登録定員25人を29人に変更し、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを表で追加します。

めくっていただいて、11ページ。

第74条第1項下線部分につきましては、ユニット数の基準が新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットまで差し支えの無いことの追加でござ

います。

この条例におきましても、その他複合サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更、及び省令改正による条ずれの解消、及び条文の整備でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年安堵町条例）第18号の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

1ページ以降の、え、条文の本文につきましても、新旧対照表でご説明させていただきましたので、重複しますので割愛させていただきます。

よろしく御審議、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第 19 議案第 16 号安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部健康福祉課長

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

それでは、議案第 16 号安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを、御説明させていただきます。

介護保険制度は、平成 12 年 4 月から施行され、3 年を 1 期として介護保険事業計画を策定し実施しております。

今年度は、平成 27 年度から、平成 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画を策定することになります。

計画に先立ちまして、65 歳以上の高齢者へのアンケート調査を実施し、高齢者の生活状態や、意識、介護サービスの利用に対する、住民の意識等、今後のニーズ、ニーズなどを把握いたしました。

それを踏まえて、介護保険事業実績、及び介護保険事業対象者の推計、サービス量の見込み、給付費の見込み等を。全国統一の厚生労働省試算のワークシートに参入し、第 6 期介護保険事業計画、期間保険料を算定することになります。

この 6 期計画は、第 1 号被保険者の、保険料負担率の、負担率が 21%から 21、22%への増加、介護サービス給付費の伸びによる増加、等々が保険料の増額要因となります。

介護給付費の適正化等により、保険料は月額、標準月額 5,700 円に押さえ、基準年額 6 万 8,400 円で設定させていただきました。

計画策定に当たっては、安堵町老人福祉計画、及び介護保険事業計画策定委員会に諮問し、承認する決定の答申を頂きました。

65 歳以上の被保険者の皆様には、応分のご負担をお願いすることになりますが、今後も健全な制度となるよう御理解と御協力を賜り、丁寧に御説明していきたいと思

っております。

また、介護保険法第115条の45、第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて多様な、主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域での支え合いの体制作りを推進し、要支援等に対する、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とするものであります。

が、生活支援サービスの体制整備を構築するため、また、サービス提供範囲を広域的に行う事業所の把握を行うため、広域7町で連携協力して、基盤整備を構築できるように2年間の経過措置を設けるものでございます。

これを踏まえて、所要の改正を行いたく、安堵町介護条例の一部を改正する条例についてを上程させていただくものでございます。

施行日は、平成27年4月1日でございます。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

保険料率第2条下線部分につきまして、平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度に改めます。

同条第1項第1号中、第39条3万900円を、38条3万4,200円に。

第2号中第39条3万900円を、第38条5万1,300円に。

第3号中第39条4万6,300円を、第38条5万1,300円に。

第4号中第39条6万1,800円を、第38条6万1,500円に。

第5号の現行の下線部分、次のいずれかに該当するもの、7万7,200円から6号、2ページの7号8までを削除し、え、1ページ戻っていただいて、1ページ改正後案で、第5号令第38条第1項第5号に掲げるもの、6万8,400円。

第6号令第38条第1項第5号に掲げるもの、8万2,000円。

2ページ。

第7号令第38条第一項第7号に掲げるもの、8万8,900円。

第8号令第38条第一項第8号に掲げるもの、10万2,600円に改正します。

第9号令第38条第1項第9号に掲げるもの、11万6,200円を追加します。

第4条第3項中下線部分、及びハを、もしくは2に変更し、または第5号ロを、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに変更し、第5号までを第8号までに変更します。

改正案の附則につきまして、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置

第7条、法第115条の45、第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制の整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするを追加します。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第16条

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例（平成12年安堵町条例）第22号の一部を改正する条例を別紙をとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

え、先ほどと同様条文の本文につきましては、重複いたしますので、割愛させていただきます。よろしく御審議、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） え、ま非常に悩ましい問題だっというふうに、私は思っているんですけども、ま、5,150円が、5,700円に上がるってことで、え、最低6万8,400円、5,700円から12倍ということで、ある程度ですね、安堵町は介護保険が一番使われてていう意味合いにおいては、それ自体は非常に結構なことなんです、当然それが保険料に跳ね返っててう側面があります。

そういう意味では、ある程度はやむをえないというふうに私は考えますけれども、同時にですね、現状でも40名の滞納者が居るという問題ね、これはやっぱり考えていく必要があると思います。

はっきり言って、年金18万円のうち6万8,400円納めなさいってことなんですよ。

これが出来るのかどうかね、皆さん考えてくださいよ。

こんな無理に決まってるじゃないですか、18万しか年金の無い人が、6万8,400円払えなんてこと、ここは何で考えていただけないのかね、私は非常に不思議です。

こんなもの現状でも40名、なおさらこれからもっと増えることは必至であります。

ま、だから、ま、保険料のね、ある程度の値上げは努力されたってことは、私は認めたいと思います。次期の保険料で言うと、安堵町が上げ幅としては、一番4町で低い数字になっております。

斑鳩町は950円ぐらい上がるかな。

ちゅうデータが聞いております、そういう意味では、努力されてるんだと思いますよ。

だけれどもやっぱり、滞納者対策を是非考えていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（山岡 敏） 他に、ありませんか。

これで質疑を終わります。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから、議案第 16 号を採決します、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、賛成多数でございます。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第 20 議案第 17 号平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）についてを、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第 17 号平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について御説明させていただきます。

今回の補正理由といたしましては、歳出につきまして、一つ目といたしまして、国民健康保険者の保険税の負担の緩和及び国保財政基盤の安定化を図る目的の、国民健康保険基盤安定化繰出し金におきまして、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しにより、軽減対象者世帯が増加したことに伴う、国保特別会計への必要繰出し金の補正で、財源といたしましては、国、県より交付され、町負担分については繰越金を充当いたします。

二つ目といたしましては、介護保険制度の改正に伴う、システム改修に要する経費の補正で、全額繰越金を充当させていただきます。

三つ目といたしましては、施設の光熱水費不足に伴う必要経費の補正で、補正で、全額繰越金を充当させていただきます。

なお、繰越明許費についてでございますが、社会保障税番号制度システム改修事業は、システムの詳細仕様が確定されていないため、また、下水道事業特別会計繰出し金につきましては、流域下水道事業建設負担金が繰り越し事業となるため、いずれも平成27年度への繰越事業とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ635万5千円を追加し、歳入歳出総額を32億190万4千円といたします。

それでは、詳細につきまして補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出について、8ページですね、申し訳ございません8ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目7国民健康保険医療助成費におきまして、国民健康保険税の軽減対象世帯の増加に伴う基盤安定化に要する経費のための繰出し金といたしまして、283万1千円の増額補正。

同款、同項、目8介護保険事業費におきまして、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費のための繰出し金として、140万4千円の増額補正。

同款、項3人権対策費、目3総合センター管理運営費におきまして、高熱水費不足に伴う必要経費として、55万円の増額補正でございます。

款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費におきまして、高熱水費不足に伴う必要経費として、157万円の増額補正でございます。

続きまして、1ページ戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で、国民健康保険基盤安定化負担金20万7千円の増額補正でございます。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金で、国民健康保険基盤安定化負担金191万5千円の増額補正でございます。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、423万3千円の増額補正でございます。

最後に繰越事業について御説明させていただきます。

4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費で社会保障税番号制度システム改修事業として510万円、また、款7土木費、項3都市計画費で下水道特別会計繰出し金として、10万円、合わせて520万円を第2表のとおり繰越明許費とさせていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第17号

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第6号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第17号

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、635万5千円を追加し、歳入歳出総額を、32億190万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費

地号自治法第213条第1項の規定により、翌年度繰越して使用する事ができる経費は、第2表繰越明許費による。

平成27年3月5日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款13国庫支出金、項1国庫負担金

補正前の額1億6,513万8千円、補正額20万7千円、計1億6,534万5千円。

款 1 4 県支出金、項 1 県負担金

補正前の額 7, 4 8 9 万 7 千円、補正額 1 9 1 万 5 千円、計 7, 6 8 1 万 2 千円。

款 1 7 繰越金、項 1 繰越金

補正前の額 1 億 5, 0 7 8 万 8 千円、補正額 4 2 3 万 3 千円、計 1 億 5, 5 0 2 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 3 1 億 9, 5 5 4 万 9 千円、補正額 6 3 5 万 5 千円、計 3 2 億 1 9 0 万 4 千円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出の部

款 3 民生費、項 1 社会福祉費

補正前の額 5 億 3, 4 7 3 万円、補正額 4 2 3 万 5 千円、計 5 億 3, 8 9 6 万 5 千円。

同款、項 3 人権対策費

補正前の額 5, 8 2 8 万 8 千円、補正額 5 5 万円、計 5, 8 8 3 万 8 千円。

款 4 衛生費、項 2 清掃費

補正前の額 2 億 6, 1 3 7 万円、補正額 1 6 7 万円、計 2 億 6, 2 9 4 万円。

歳出合計

補正前の額 3 1 億 9 5, 5 4 万 9 千円、補正額 6 3 5 万 5 千円、計 3 2 億 1 9 0 万 4 千円。

次のページ以降の第 2 表繰越明許費及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛のほうさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

これから議案第 1 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

1 番(森田 瞳) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、森田議員。

1 番(森田 瞳) ちょっと前後なつたんですけども、先ほどの介護保険条例の一部改正の件ですねけども、あの、質疑の時には質問は無かって、議長が進められて、討論のときに、田中議員が意見出されました。

私は、討論を言われながら保険料はやむなしやなというような発言があったから、賛成されるんじゃないかなという思いもしていました。

ところが反対されました、これはね、討論のときに反対ということでもって、反対討論の場合は、賛成討論が必ずいるんですよ、賛成者の意見。

反対者の意見だけが、要するに結果的にそうなっておるんです。

しかし、私あのちょっと質疑、議事録を訂正して頂きたいと思うのは、田中議員がおっしゃった討論のときじゃ無しに、質疑のときにおっしゃったということで、理解してそういう内容に私は変更していただけたら同かなと、私は思うんです。

だから、私は賛成討論を、賛成討論をされてるんだと思いながら、私は、賛否をとられたときに賛成で起立いたしました。

ところがそのときに、起立されてない、反対されたんです。

だから、その意図がわからなかったために、え、賛成意見を述べるのが、誰も賛成意見述べておられませんので、ただだから、その辺のことの議事の進行について、質疑のときであればあれで結構なんです、ところが、反対討論と解すべきときは、反対討論をおっしゃっているときは必ず賛成討論がいるんです。

反対討論があったら、賛成者の意見を聞いて進めなければ、そのものが、全員が反対討論に賛成してんじゃないか、こうなるんです。

だから、そこのところでちょっと議長、あのご本人に確認していただいて、質疑のときの、要するに、質問だということで受け止めていただけたらありがたいなと、こう思います。以上です。

議長(山岡 敏) はい、今、森田議員の質問に御答えいたします。

討論されても、反対という意見は述べておられないわけですよ。

そうでしょう、結果として、採決したときに反対されただけであって、そこで私は討論します、反対しますとあれば、そこで賛成者の討論を求めますと。

1 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） あの、討論のときにね、討論のときに議長そうおっしゃるけど、討論のときに討論の時間に、要するに意見述べられているわけです、ほんなら、その意見を述べられて、そしたらその討論の中で、この案件については賛成の意向ですか、反対の意向ですかということを、やはり議長はそこのこと諮っていただいたら、それではっきりするんです、そこで。

だから、そこまでのことは無かってんけども、おそらく田中議員も質疑のときでおっしゃったと、私はそう解釈してるんですけどもね。

だから、討論に入ってから意見ですので、その部分についてはやはり修正をしておかないと、私は議会の議事録のほうで誤った進行をしておるといふようなとり方をされても困ると、私はそういうふうに理解いたしましたんで、ちょっとその辺のことをお願いいたしたいんです。

議長（山岡 敏） はい、わかりました。一応勉強させてもらいます。

私の考えでは、討論して反対だという意見、言葉が出なかったんで賛成論を取らなかっただけで、ただ討論して意見だけ述べられたというふうに解釈しましたので、賛成論は取りません。

（結果として反対されたんですか。）

議長（山岡 敏） それは採決を取って初めて出たわけですね。

（賛成討論ですか、反対討論ですかと諮っておかれたら良かったのではないか。）

議長（山岡 敏） はい、わかりました、僕の勉強不足で申し訳ございません。

（いや、勉強不足とかではない、質疑のときに言っておられるのだったら、討論に入ってから意見されたから、以上です。）

議長（山岡 敏） はい、ただ今の時間 1 2 時 1 0 分です。

1 時まで休憩を取らせていただきます。

休憩

1 2 時 1 0 分

1 3 時 0 0 分

議長（山岡 敏） ただ今 1 時になりなました、休憩に引き続いて再開をいたします。

議長（山岡 敏） それでは日程に基づいて進めて行きたいと思います。

日程第 2 1 議案第 1 8 号平成 2 6 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 失礼します。

それでは議案第 1 8 号平成 2 6 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、先の 5 月臨時議会で御可決頂きました、国民健康保険税の軽減措置拡充に係る、一般会計繰入による財源構成及び感染症等の流行による影響と考えられる一般被保険者療養給付費の増、並びに平成 2 5 年度療養給付費の精算といたしましての償還金の増に伴う補正でございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書最後のページ 8 ページお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費におきまして、インフルエンザ等の流行による影響により 2 千万円の増額補正、この財源といたしまして、1 ページ戻っていただきまして 7 ページをお開きいただきたいですけれども、6 ページの中段からなんですけれども、款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養費負担金の 6 4 0 万円。

同款项 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金 1 8 0 万円。

款 5 県支出金、項 2 県補助金、目 1 財政調整交付金 1 8 0 万円。

款 8 諸収入、項 1 雑入、目 2 歳入欠陥補填収入のうち 1 千万円。

これらを合計いたしまして 2 千万円を充てさせていただきます。

申し訳ございませんが、また、8 ページに戻っていただきまして。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金におきまして、平成 2 5 年

度の療養給付費の、療養給付費負担金の精算といたしまして、1,027万9千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、また、6、7ページに戻っていただきまして。

款8諸収入、項1雑入、目2歳入欠陥補填収入のうち1,027万9千円を充てさせていただきます。

続きまして、6ページの上段でございますけれども。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税におきましては、軽減措置の拡充により、283万1千円の減額。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金におきまして283万1千円の増額。

これは国民健康保険法により、軽減措置分については一般会計から繰入ることとされています。このことによりまして、軽減措置拡充分の財源構成を行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ3,027万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億1,126万5千円といたします。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第18号

平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項に基づき、平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第18号

平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,027万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,126万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第一表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月5日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税

補正前の額 1 億 7, 3 7 4 万円、補正額マイナス 2 8 3 万 1 千円、計 1 億 7, 0 9 0 万 9 千円。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金

補正前の額 1 億 5, 6 2 5 万 1 千円、補正額 6 4 0 万円、計 1 億 6, 2 6 5 万 1 千円。

同款項 2 国庫補助金、補正前の額 6, 6 0 4 万円、補正額 1 8 0 万円、計 6, 7 8 4 万円。

款 5 県支出金、項 2 県補助金

補正前の額 6, 2 2 1 万 9 千円、補正額 1 8 0 万円、計 6, 4 0 1 万 9 千円。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金

補正前の額 4, 5 7 7 万 5 千円、補正額 2 8 3 万 1 千円、計 4, 8 6 0 万 6 千円。

款 8 諸収入、項 1 雑入

補正前の額 9, 1 9 5 万 1 千円、補正額 2, 0 2 7 万 9 千円、計 1 億 1, 2 2 3 万円。

歳入合計

補正前の額 9 億 8, 0 9 8 万 6 千円、補正額 3, 0 2 7 万 9 千円、計 1 0 億 1, 1 2 6 万 5 千円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費

補正前の額 5 億 5, 4 0 0 万 1 千円、補正額 2 千万円、計 5 億 7, 4 0 0 万 1 千円。

款 9 諸出金、項 1 償還金及び還付加算金

補正前の額 3 6 万円、補正額 1, 0 2 7 万 9 千円、計 1, 0 6 3 万 9 千円。

歳出合計

補正前の額 9 億 8, 0 9 8 万 6 千円、補正額 3, 0 2 7 万 9 千円、計 1 0 億 1, 1 2 6 万 5 千円。

次のページ以降の以降別明細書につきましては先ほどの御説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、全員でございます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 続いて日程第22議案第19号平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長(石橋史生) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長(石橋史生) 上下水道課石橋でございます、よろしくお願いいたします。

それでは議案第19号平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)について御説明させていただきます。

本補正につきましては、繰越明許費でございます。

奈良県におきまして平成26年度の流域下水道事業の推進に伴い、補正予算要求された額を全額繰越明許費として要求され、精算が平成27年度となるため、当初負担分の市町村建設負担金についても繰越明許費として30万円を計上するものでござ

います。

歳入歳出総額については変更はございません。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第19号

平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

続きまして補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第19号

平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）

平成26年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）は次に定めるところによる。

繰越明許費

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は第1表繰越明許費による。

平成27年3月5日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページをお願いいたします。

第一表 繰越明許費

款1下水道事業費、項2下水道建設費、事業名大和川上流流域下水道建設負担金、金額30万円、合計30万円。

以上でございます。

御審議、御可決のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。
これから議案第19号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、全員でございます。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 続いて日程第23議案第20号平成26年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)についてを議題とします。
本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(磯部あさみ) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、磯部健康福祉課長。

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(磯部あさみ) 失礼いたします、それでは議案第20号平成26年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)についてを御説明させていただきます。

内容といたしまして、平成27年度介護保険法改正に伴い、全国の保険者において、介護保険電算システムの改修が必要となりますので、歳入歳出それぞれ280万8千円を増額し、歳入歳出総額6億937万円となります。

それでは補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で電算システム改修費280万8千円の増額でございます。

この財源といたしまして、上の6ページをお願いいたします。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目4介護保険事業補助金140万4千円と、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他繰入金140万4千円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第20号

平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出

安堵町長 西本安博

めくっていただきまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第20号

平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）

平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ280万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億937万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区部及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月5日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

続きまして2ページお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款2国庫支出金、項2国庫補助金

補正前の額2,708万円、補正額140万4千円、計2,848万4千円。

款5繰入金、項1一般会計繰入金

補正前の額8,982万8千円、補正額140万4千円、計9,123万2千円。

歳入合計

補正前の額6億656万2千円、補正額280万8千円、計6億937万円。

続きまして歳出です3ページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費

補正前の額 4 8 3 万 9 千円、補正額 2 8 0 万 8 千円、計 7 6 4 万 7 千円。

歳出合計

補正前の額 6 億 6 5 6 万 2 千円、補正額 2 8 0 万 8 千円、計 6 億 9 3 7 万円。

次ページからの事項別明細書については重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

これから議案第 2 0 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

よって、議案第 2 0 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 次の日程第 2 4 議案第 2 1 号平成 2 7 年度安堵町一般会計予算についてから、日程第 3 0 議案第 2 7 号平成 2 7 年度安堵町水道事業会計予算についてまでの、一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の 7 議案を一括議題といたします。

ただ今議題といたしました 7 議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案第21号から議案第27号平成27年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について一括してご説明のほうさせていただきます。

国におきましては、人口減少克服、地方創生という構造的な課題に対応するため具体的な施策をまとめた総合戦略を決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととされており、平成27年度の地方財源確保への対応については、平成26年度と同様に通常収支分と、東日本大震災分を区分して整備し、一般財源総額については新たに地方創生に取り組むために必要な経費、1兆円を上乗せし、社会保障充実等も含め、平成26年度の水準を1.2%上回る6兆1兆5千億円を確保されました。

地方交付税につきましては、地方税収の伸びに伴い、地方交付税総額は1兆6兆8千億円、対前年度比で約1千億円の減、臨時財政対策債は4兆5千億円で合わせて2兆1兆3千億円となり、前年度より5.3%、1兆2千億円の大幅な減となる見込みでございます。

地方においても国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応するため、地方創生に向けた先行的な施策や、消費喚起施策等を積極的に展開することとされております。

また、子ども子育て支援をはじめ、継続的な社会保障の充実、公債費の高水準化に対応しつつ、経費全般について徹底した節減合理化に引き続き勤め、行財政運営の効率性、透明性を高めるよう求められております。

本町におきましても、第4次安堵町総合計画に基づき、町政の発展に必要な施策に予算の重点化を図りながら、歳入財源の厳しい中ではございますが、繰越金、繰入金、地方債等を活用し、予算編成を行ったところでございます。

それでは議案第21号一般会計から御説明させていただきます。

歳入から御説明いたします。

町税におきましては、前年度に比べ軽自動車税は若干増となるものの、町民税については給与所得者の減少、固定資産税につきましては平成27年度が評価替えの年であるため減となり、3,100万円、4.3%程度減収となる見込みでございます。

地方消費税交付金におきましては、消費の伸びにより3,500万円、53.65%程度の増収となる見込みでございます。

地方交付税におきまして、普通交付税では人口減少等特別対策事業費が創設されるものの、特別交付税が減額となり交付税全体では、1,800万円、1.24%の減収を見込んでおります。

県支出金におきましては、国税調査委託金及び知事・県議会議員選挙執行委託金の増により、１，７００万円ほどの増収を見込んでおります。

町債におきましては、国の臨時財政対策債抑制施策の影響によりまして、発行可能額が減少し、去年度よりも２，３００万円、１３．９６％の減収を見込んでおります。

財源の不足については、繰越金及び財政調整基金の取り崩しによる繰入金の活用によりまして、予算の確保に努めたところでございます。

歳出につきましては、法の改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費につきましては節減、合理化に努めながら行財政運営についても効率性かつ透明性を高め、住民サービスの質の向上に努めるよう予算編成を行ったところでございます。

特に教育面におきましては、子ども達の健やかな心身の発達を考え、栄養面を配慮した待望の中学校給食の実施に要する経費、平成２７年１０月から開始される社会保障税番号制度の整備及び運用に要する経費、旧富本憲吉記念館再活用に向けた歴史文化の関連性を検証し、まちなか再生するために要する経費、ＪＲ法隆寺駅と近鉄平端駅の直結により、地域公共交通の確立及び利便性の向上となった路線バスの運行に要する経費など第４次総合計画の実現に向けて必要な諸経費を計上させていただきました。

平成２７年度一般会計の総額は２９億７千万円で、前年度に比べ４，２００万円の増額、１．４３％の増となっております。

それでは予算書１ページを御覧ください。

標題及び総額の第１条第１項のみを朗読させていただきます。

議案第２１号

平成２７年度安堵町一般会計予算

平成２７年度安堵町一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２９億７千万円と定める。

続きまして特別会計でございまして。

８１ページをお願いいたします。

議案第２２号の国民健康保険特別会計の予算の総額は、１０億１，１５０万円で、保険財源共同安定化事業の増によりまして、前年度に比べ９，０６０万円の増額、９．８％の増でございまして。

それでは一般会計同様に標題及び総額の第１条第１項のみを朗読させていただきます。

議案第２２号

平成２７年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成２７年度安堵町国民健康保険等別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億１，１５０万円と定める。

続きまして１０１ページをお願いいたします。

議案第２３号の安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算でございます。

予算の総額は１７７万円で、償還のピークが過ぎたことによりまして、公債費が減となったため前年度に比べまして、４１万円の減額、１８．８％の減となっております。

それでは先ほど同様に議案書の朗読をさせていただきます。

議案第２３号

平成２７年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成２７年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７７万円と定める。

続きまして１０９ページをお願いいたします。

議案第２４号安堵町下水道事業特別会計でございます。

予算の総額は２億９，５２０万円で事業費の増により前年度に比べまして２，４００万円の増額、８．８％の増となっております。

それでは先ほどと同様に議案書のほうを朗読させていただきます。

議案第２４号

平成２６年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成２７年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億９，５２０万円と定める。

続きまして１２５ページをお願いいたします。

議案第２５号平成２７年度の安堵町介護保険特別会計予算でございます。

議案第２５号の安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の総額は、６億１，５６０万円で、保険給付費の増により前年度に比べて１，６２０万円の増額、２．７％の増となっております。

それでは先ほどと同様に議案書のほうを朗読させていただきます。

議案第25号

平成27年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成27年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,560万円と定める。

続きまして141ページをお願いいたします。

議案第26号の後期高齢者医療特別会計の予算の総額は、7,840万円で、後期高齢者医療広域連合納付金の現によりまして前年度に比べて100万円の減額、1.3%の減となっております。

それでは先ほどと同様に議案書のほう朗読させていただきます。

議案第26号

平成27年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,840万円と定める。

最後に議案第27号別冊子でございます。

安堵町水道事業会計予算でございます。

別冊子の1ページを御覧ください。

歳出の部でございます。

第3条中の第1款水道事業費用、1億9,250万円

続きまして2ページをお願いいたします。

2ページの第4条中の第1款、資本的支出でございますが、7,140万円を合計いたしました総額2億6,390万円で事業量の減によりまして前年度に比べ、990万円、3.6%の減となっております。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、49億7,247万円で、前年度より7,139万円、3.6%の減でございます。

以上平成27年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより議案第２１号から第２７号までの７議案について総括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶものあり)

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第２１号平成２７年度安堵町一般会計予算については議長を除く９名の委員会で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって、議案第２１号は議長を除く９名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事に決定いたしました。

続いて議案第２２号から議案第２７号までの各特別会計予算及び水道事業会計予算の６議案については、議長を除く９名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって議案第２２号から議案第２７号までの６議案については、議長を除く９名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事に決定いたしました。

議長（山岡 敏） ただ今１時４０分でございます。

暫時休憩を取りまして、委員長、副委員長を選出いたしますので、暫時休憩を取ります。

暫時休憩 １３時４０分
再 開 １３時４８分

議長（山岡 敏） 再開します。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会及び特別会計等予算審査特別委員会における、正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長、田中議員、同じく副委員長、中本議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長、福井議員、同じく副委員長、松田議員。

以上よろしく願います。

議長（山岡 敏） 続いて日程第31報告第2号平成27年度安堵町土地開発公社予算の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 産業建設課堀口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号平成27年度安堵町土地開発公社予算につきまして報告させていただきます。

まず予算書1ページを御覧ください。

公有地の売却事業でございますが、平成27年度におきまして、東安堵小集落地区事業用地といたしまして、1,800万5千円の売り払いを計画しております。

続きまして2ページを御覧ください。

公有地の取得事業でございますが、平成27年度におきましては予定いたしておりません。

続いて3ページを御覧ください。

平成27年度の土地開発公社の収支予算でございますが、第2条収益的収入及び支出の予算は、収益的収入が1,800万8千円、これは土地売却収入1,800万5千円と公社設立基金500万円の受取利息が3千円でございます。

収益的支出が1,800万5千円で、これは公有地取得事業原価でございます。

続きまして第3条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が74万円、これは平成27年度の利子補給金でございます。

資本的支出は1,874万5千円、これにつきましては、事業外費用の銀行への償還金1,800万5千円と支払い利息が74万円でございます。

第2条、第3条の事項別明細書につきましては、それぞれ5ページから10ページに記載させていただいております。

なお、予算損益計算書と、予算貸借対照表の説明につきましては、今の説明と重複のところが多々ございますので割愛させていただきます。

以上簡単ではございますが平成２７年度安堵町土地開発公社予算の報告とさせていただきます。

それでは報告第２号平成２７年度安堵町土地開発公社予算の報告について、朗読させていただきます。

報告第２号

平成２７年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定に基づき、平成２７年度安堵町土地開発公社予算を別紙のとおり報告する。

平成２７年３月５日提出

安堵町長 西本安博

以上でございます。よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

以上で報告第２号を終結いたします。

議長（山岡 敏） 日程第３２発議第１号安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について趣旨の説明を求めます。

１０番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

（１０番福井議員 登壇）

１０番（福井保夫）

発議第１号

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

安堵町議会委員会条例（平成１５年安堵町条例）第８号の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出

提出者 安堵町議会議員 福井保夫

賛成者 安堵町議会議員 植田英和

同じく 浅野 勉

それでは別紙を朗読いたします。

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例

安堵町議会委員会条例（平成１５年安堵町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１９条中教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に法令、又は条例に基づくを法律に基づくに改める。

附則施行期日

この条例は平成２７年４月１日から施行する。

経過措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、この条例による改正後の第１９条の規定は適応せず、この条例による改正前の第１９条の規定はなおその効力を有する。

以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

これから発議第１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

議長(山岡 敏) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6日午前10時開会です。

長時間御審議ありがとうございます。

本日は、これで散会いたします。

散 会

13時56分
